

定 款

改定：2 0 2 1 . 6 . 1 9

太陽ホールディングス株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、太陽ホールディングス株式会社と称し、英文では、TAIYO HOLDINGS CO. , LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を自ら行うことを目的とする。

(1) 以下の製品の開発、製造、販売に係る事業

- ① 電子機器用絶縁性部材およびその応用品
- ② 電子機器用導電性部材およびその応用品
- ③ 一般印刷用インキならびにその補助剤
- ④ 染料、顔料、塗料、接着剤および溶剤
- ⑤ 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、化粧品
- ⑥ 医療機器
- ⑦ 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他農薬
- ⑧ 有機化学工業製品、無機化学工業製品
- ⑨ 前記各製品に関連する製品
- ⑩ 前記各製品に関連する原材料

(2) 不動産の賃貸借および管理

(3) 自然エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する業務

(4) 農業、林業および水産業

(5) 観光、健康、医療、スポーツ、研修、保育、宿泊および飲食施設の運営

(6) 情報提供サービスの運営業務及びコンサルティング業務

(7) システム開発、運用、サポート業務

(8) 労働者派遣事業

(9) 前各号に関連する輸出入

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県比企郡嵐山町に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

2 株主総会の議事録は、株主総会決議の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

2 代表取締役は、取締役会の決議に従い当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(役付取締役の職務)

第24条 取締役会長は、社務を総理する。取締役社長は、業務の執行全般を統括する。取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐することのほか、委任された業務を執行する。

- 2 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第32条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問をおくことができる。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第34条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第35条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第43条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任および任期)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第47条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。